

2019年11月1日

大阪技能サポーター協同組合
東大阪市加納4丁目8-27

有料職業紹介事業許可番号/27-ユ-302873

返戻金制度について

返戻金制度に関する事項

当組合の紹介により就職した者が入社後3ヵ月以内に本人の都合により退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用期間を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社後1ヵ月以内に雇用契約が終了した場合 80%
- (2) 入社後1ヵ月超3ヵ月以内に雇用契約が終了した場合 50%

返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

また、貴社の事由により退職した場合は除かせていただきます。